訓　令

○農林水産省訓令第30号

省中一般

地方農政局、森林管理局及び沖縄総合事務局に公共事業に関する事務について主体的かつ一体的に処理させる場合の事務の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年11月21日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

地方農政局、森林管理局及び沖縄総合事務局に公共事業に関する事務について主体的かつ一体的に処理させる場合の事務の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令

地方農政局、森林管理局及び沖縄総合事務局に公共事業に関する事務について主体的かつ一体的に処理させる場合の事務の取扱いに関する訓令（平成13年農林水産省訓令第８号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第３条関係）

会　計	項	目	摘　要
一般会計	農業生産基盤保全管理・整備事業費	諸土地改良事業費補助	生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業のうち都府県営に係る事業を除く。
		土地改良施設管理費補助	
	東日本大震災復旧・復興農業生産基盤保全管理・整備事業費	諸土地改良事業費補助	
	農地等保全事業費	地すべり対策事業費補助 公害防除特別土地改良事業費補助	
	東日本大震災復旧・復興農地等保全事業費	地すべり対策事業費補助 震災対策農業水利施設整備事業費補助	
	沖縄開発事業費	農業生産基盤保全管理・整備事業費補助 農地等保全事業費補助	
		治山事業費補助	保育事業に限る。
		森林環境保全整備事業費補助	被害森林整備に限る。
		水産基盤整備事業費補助	漁港関連道整備事業に限る。
	離島振興事業費	農業生産基盤保全管理・整備事業費補助 農地等保全事業費補助	
	東日本大震災復旧・復興離島振興事業費	農地等保全事業費補助	
国有林野事業特別会計	治山事業費 北海道治山事業費 離島治山事業費 沖縄治山事業費 東日本大震災復旧・復興治山事業費 東日本大震災復旧・復興北海道治山事業費	国有林野内治山事業費	

附　則

この訓令は、平成23年度補正予算（第３号）の成立の日から施行する。

告　示

○財務省告示第七号
内閣府

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件（昭和四十七年大蔵省告示第四号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年十一月二十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦
財務大臣　安住　淳

第七号５中「法第十九条第一項第四号の規定に基づき公庫が令第二条第一号及び第二号に掲げる者に対して融通する当該各号に掲げる資金」を「、次に掲げる資金」に改め、同号に次のように加える。

イ　漁業近代化資金のうち公庫が別に定めるもの

ロ　法第十九条第一項第四号の規定に基づき公庫が令第二条第一号及び第二号に掲げる者に対して融通する当該各号に掲げる資金

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第四条第三項の規定に基づき、地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化の促進に関する基本的な方針（平成十九年総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正したので、同条第五項の規定に基づき、公表する。

平成二十三年十一月二十四日

総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山　洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志

第１号中「創出する」の次に「。特にグリーン・イノベーションやライフ・イノベーションといった成長分野への取組は、今後新たな需要と雇用の創出が一層促進されることが期待されることから重要である」を加え、「これにより」を「こうした取組は」に改める。

第１号の⑤中「原則５年とし、」の次に「その期間内においても」を加え、同⑤に後段として次のように加える。

なお、計画期間終了後、さらに継続して事業を実施する必要があると見込まれる場合には、企業を取り巻く経済情勢の変化や企業ニーズ、それまでの計画の実施状況の評価を踏まえ、改めて基本計画を策定することとする。

第４号の②中「促進するためには」の次に「、事業活動の安定継続を見据えながら」を加え、「や最新鋭の」を「、最新鋭の」に改め、「取り組むことが重要である」の次に「。さらに、今後は、スマートグリッドや蓄電池等を活用して安定的に再生可能エネルギーを供給することを可能とする設備や、共用の水リサイクル施設等の資源の有効活用等に資する新たな産業インフラの充実が望まれる」を加える。